

特別養護老人ホームほほえみ 利用料金表

※下記の利用料金は介護負担割合が**1割**の方です。

令和3年8月1日より

要介護度	施設介護サービス費										食費・居住費				合計	
	基本サービス費※1	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	生活機能向上連携加算(一月)	介護職員処遇改善加算	介護職員特定処遇改善加算	小計(月額)①	負担割合区分	食費(日額)	居住費(日額)	小計(月額)②	月額(30日)① + ②	
3	793	18	4	8	18	12	100	79	26	28,840	4段階	1,445	2,006	103,530	4段階	132,370
															3段階②	108,940
															3段階①	87,640
															2段階	65,140
4	862	18	4	8	18	12	100	85	28	31,150	3段階②	1,360	1,310	80,100	1段階	62,440
															4段階	134,680
															3段階②	111,250
															3段階①	89,950
5	929	18	4	8	18	12	100	90	29	33,340	2段階	390	820	36,300	2段階	67,450
															1段階	64,750
															4段階	136,870
															3段階②	113,440
											1段階	300	820	33,600	3段階①	92,140
															2段階	69,640
															1段階	66,940

○サービス提供体制強化加算(Ⅱ)・・・重度の要介護者や認知症の方の積極的な受入促進を目的に介護福祉士所持者を配置し、質の高いサービスを提供し、個々のご利用者を尊重しながら生活を支援している場

○看護体制加算(Ⅰ)・・・常勤の看護師を1名以上配置している場合

看護体制加算(Ⅱ)・・・看護職員を常勤換算方法で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置があり、24時間連絡体制が取れる場合。

○夜勤職員配置加算・・・ユニットにおいて夜勤を行う介護職員又は看護職員の基準数に1を加えた数以上を配置した場合。

○個別機能訓練加算・・・機能訓練指導員その他の職種の者が共同して個別機能訓練計画を作成し実施する場合。

○生活機能向上連携加算・・・リハビリテーションを実施している医療提供施設が介護老人福祉施設等を訪問し、介護老人福祉施設等の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成した場合。

○介護職員処遇改善加算・・・一日あたりの介護保険サービス費の合計額に8.3%を乗じた額(加算Ⅰ)

○介護職員特定処遇改善加算・・・一日あたりの介護保険サービス費の合計額に2.7%を乗じた額(加算Ⅰ)

※1 基本サービス費には、施設で提供するおむつ代、洗濯代、通院(喜多方市内、会津若松市内)の送迎等が含まれます

※ 上記の金額に医療費は含まれません。

※ この他に個別の加算が算定される場合があります。その際はサービス計画書等にてご説明させていただきます。

特別養護老人ホームほほえみ 利用料金表

※下記の利用料金は介護負担割合が**2割**の方です。

令和3年8月1日より

要介護度	施設介護サービス費										食費・居住費				合計
	基本サービス費 ※1	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	生活機能向上連携加算(一月)	介護職員処遇改善加算	介護職員特定処遇改善加算	小計(月額)①	負担割合区分	食費(日額)	居住費(日額)	小計(月額)②	月額(30日)① + ②
3	1,586	36	8	16	36	24	200	158	51	57,650	4段階	1,445	2,006	103,530	161,180
4	1,724	36	8	16	36	24	200	170	55	62,270					165,800
5	1,858	36	8	16	36	24	200	181	59	66,740					170,270

○サービス提供体制強化加算(Ⅱ)・・・重度の要介護者や認知症の方の積極的な受入促進を目的に介護福祉士所持者を配置し、質の高いサービスを提供し、個々のご利用者を尊重しながら生活を支援している

○看護体制加算(Ⅰ)・・・常勤の看護師を1名以上配置している場合

看護体制加算(Ⅱ)・・・看護職員を常勤換算方法で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置があり、24時間連絡体制が取れる場合。

○夜勤職員配置加算・・・ユニットにおいて夜勤を行う介護職員又は看護職員の基準数に1を加えた数以上を配置した場合。

○個別機能訓練加算・・・機能訓練指導員その他の職種の者が共同して個別機能訓練計画を作成し実施する場合。

○生活機能向上連携加算・・・リハビリテーションを実施している医療提供施設が介護老人福祉施設等を訪問し、介護老人福祉施設等の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成した場合。

○介護職員処遇改善加算・・・一日あたりの介護保険サービス費の合計額に8.3%を乗じた額(加算Ⅰ)

○介護職員特定処遇改善加算・・・一日あたりの介護保険サービス費の合計額に2.7%を乗じた額(加算Ⅰ)

※1 基本サービス費には、施設で提供するおむつ代、洗濯代、通院(喜多方市内、会津若松市内)の送迎等が含まれます

※ 上記の金額に医療費は含まれません。

※ この他に個別の加算が算定される場合があります。その際はサービス計画書等にてご説明させていただきます。

特別養護老人ホームほほえみ 利用料金表

※下記の利用料金は介護負担割合が**3割**の方です。

令和3年8月1日より

要介護度	施設介護サービス費										食費・居住費				合計
	基本サービス費※1	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	生活機能向上連携加算(一月)	介護職員処遇改善加算	介護職員特定処遇改善加算	小計(月額)①	負担割合区分	食費(日額)	居住費(日額)	小計(月額)②	月額(30日)① + ②
3	2,379	54	12	24	54	36	300	237	77	86,490	4段階	1,445	2,006	103,530	190,020
4	2,586	54	12	24	54	36	300	254	83	93,390					196,920
5	2,787	54	12	24	54	36	300	271	88	100,080					203,610

○サービス提供体制強化加算(Ⅱ)・・・重度の要介護者や認知症の方の積極的な受入促進を目的に介護福祉士所持者を配置し、質の高いサービスを提供し、個々のご利用者を尊重しながら生活を支援している場合。

○看護体制加算(Ⅰ)・・・常勤の看護師を1名以上配置している場合

看護体制加算(Ⅱ)・・・看護職員を常勤換算方法で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置があり、24時間連絡体制が取れる場合。

○夜勤職員配置加算・・・ユニットにおいて夜勤を行う介護職員又は看護職員の基準数に1を加えた数以上を配置した場合。

○個別機能訓練加算・・・機能訓練指導員その他の職種の者が共同して個別機能訓練計画を作成し実施する場合。

○生活機能向上連携加算・・・リハビリテーションを実施している医療提供施設が介護老人福祉施設等を訪問し、介護老人福祉施設等の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成した場合。

○介護職員処遇改善加算・・・一日あたりの介護保険サービス費の合計額に8.3%を乗じた額(加算Ⅰ)

○介護職員特定処遇改善加算・・・一日あたりの介護保険サービス費の合計額に2.7%を乗じた額(加算Ⅰ)

※1 基本サービス費には、施設で提供するおむつ代、洗濯代、通院(喜多方市内、会津若松市内)の送迎等が含まれます

※ 上記の金額に医療費は含まれません。

※ この他に個別の加算が算定される場合があります。その際はサービス計画書等にてご説明させていただきます。